

川西町ふるさとづくり寄附制度返礼品取扱事業者募集要領

制定	令和1年11月28日決裁
改正	令和3年 5月17日決裁
改正	令和5年 3月24日決裁
改正	令和7年 4月 1日決裁
改正	令和8年 2月10日決裁

1 目的

ふるさと納税制度により本町に寄付された方に対し、御礼を伝えるとともに、本町の PR や地域活性化を図るため、本町への寄附者に対してお礼の品を贈呈するにあたり、その提供を行う返礼品提供事業者の募集を行うものである。

2 募集対象者

本募集は、随時受け付けるものとし、予告なく募集を停止する場合があります。

(1) 対象者は、次の条件をすべて満たしている者としてします。

- ① 平成31年総務省告示第179号第5条に定める区域内において生産された物品又は提供される役務その他これらに類するものを取り扱う事業者であること。
- ② 各種関連する法、条例及び規則等に沿った生産・製造を行っており、町税について滞納がない事業者であること。
- ③ 川西町暴力団排除条例(平成24年条例第7号)第2条第1号から第3号に定める暴力団、暴力団員及び暴力団等に該当しない者。
- ④ 川西町個人情報保護条例(平成17年条例第3号)に基づき個人情報を適切に扱うことができる事業者であること(取得した個人情報は、返礼品の発送以外の目的に使用することを不可とする)。

3 募集する返礼品

(1) 要件

次の条件をすべて満たしている商品またはサービス等を募集します。

- ① 平成31年総務省告示第179号第5条に定める区域内において生産された物品又は提供される役務その他これらに類するものであること。
- ② 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。ただし、季節商材等、期間限定・数量限定で供給可能なものは取り扱うこととする。
- ③ 飲食物については出荷日を含め5日以上賞味期限が保証されること。
- ④ 商品情報(使用原材料等)の開示が可能であること。
- ⑤ 換金性の高い商品またはサービス等でないこと。ただし、転売防止策を講じているものは認めることとする。

(2) 価格

返礼品の提供する金額は定価とし、消費税および梱包費等の経費を含めた額とします。

4 申請方法

事業者が次の書類を作成し、町担当課へ提出する。

(1) 提出書類

- ① 川西町ふるさとづくり寄附制度返礼品提供申請書
- ② 納税証明書(コピー可)
- ③ 登録返礼品情報

(2) 申請受付先

川西町商工観光課 ふるさと納税担当(川西町大字上小松 977 番地 1)
電話:0238-42-6645

(3) 提出方法

① 直接持参

川西町役場2階8番窓口 商工観光課窓口
山形県東置賜郡川西町大字上小松977-1

② メール

次の連絡先に申請ください。

差出人:furusatonozei@town.kawanishi.yamagata.jp

件名:【ふるさと納税】返礼品提供申請書

宛名:商工観光課ふるさと納税担当まで

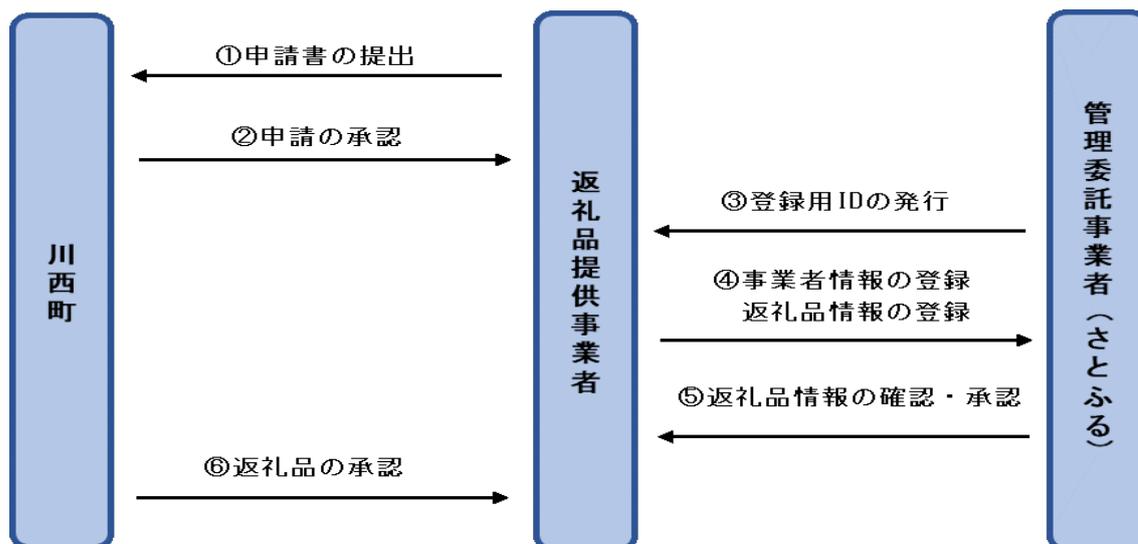
5 運用の流れ

本要領に基づく登録は、町が返礼品取扱事業者として認めるものであり、返礼品の受発注および支払い等の実務は町が委託する事業者である「さとふる」を通じて行われています。

(1) 事業者情報及び返礼品情報登録について

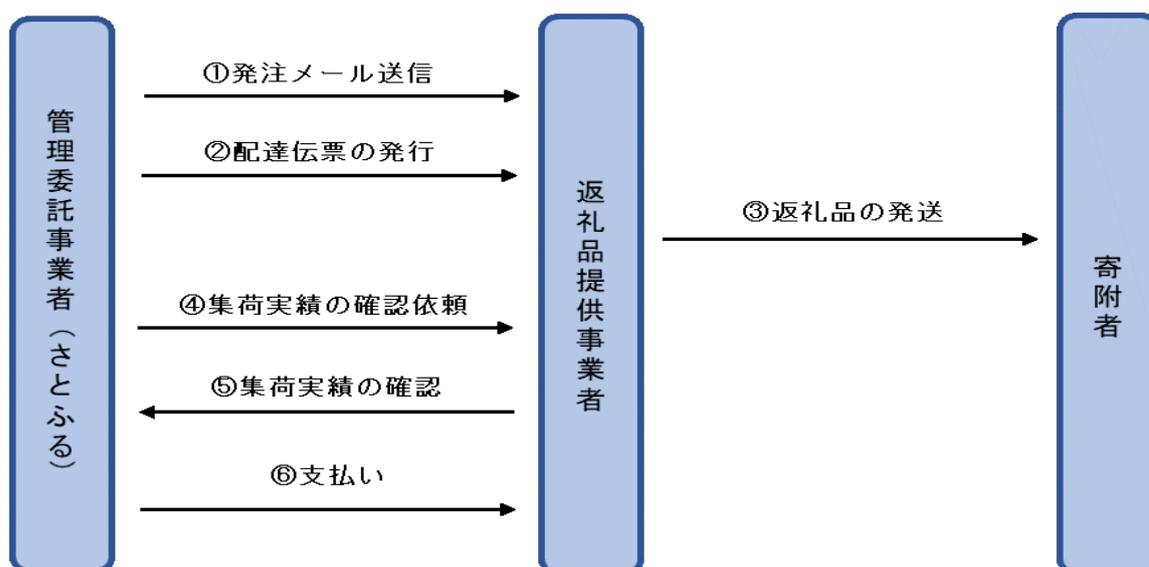
- ① ふるさと納税担当へ必要書類をご提出ください。
- ② 申請内容を審査し、登録の承認可否を決定します。
- ③ 登録承認後、管理委託事業者である「さとふる」より事業者専用の登録システム発行通知がメール送信されます。
- ④ 管理画面へログインし、事業者情報と返礼品情報をご登録ください。
- ⑤ さとふるより返礼品情報の確認が行われますので、内容の修正が必要な場合は修正を行い、さとふるの承認を受け、最終確認を行ってください。
- ⑥ 登録いただいた返礼品内容を審査し、町が承認後最短翌日から申込みが開始となります。

※登録有効期間は登録承認日から当該年度末とし、次年度以降の継続については町が別途判断します。



(2) 発注および請求について

- ① 寄附者が寄附申込み後、さとふるより事業者へ発注メールが送信されます。内容を確認し、返礼品のご用意をお願いします。
- ② 返礼品貼付用の配達伝票は、集荷設定に合わせて事業所に届きますので、返礼品に貼付け、発送をお願いします。
- ③ 翌月10日前後にさとふるより前月の発送実績の確認メールが送信されますので、内容を伝票の控えと照合し、修正がある場合はさとふるへご連絡をお願いします。
- ④ 発送した翌月末に、事業者口座へ振込む際の振込手数料を差引いた額が返礼品代としてさとふるより振込まれます。



6 寄附金額の設定

事業者が提示した返礼品の提供価格を基に、町が寄付金額を設定します。

なお、返礼品の基準は次のとおりです。

- (1) 返礼品の額が3割以内かつ、寄附募集に係る経費が寄附金額の5割以内となるよう町が寄附金額を設定します。
 - (2) 募集に係る経費(5割)の例
 - ① 返礼品に係る代金
 - ② 送料
 - ③ 事務委託手数料
 - ④ ポータルサイト掲載手数料
 - ⑤ 寄附募集のための広告費など
- ※①～⑤の総額を基に、寄付金額を設定します。

7 知的財産権・写真利用に関する記載について

事業者は、提供する商品画像および商品説明文について、町及び委託事業者が広報・寄付募集に使用することを無償で許諾するものとします。

8 災害・不可抗力時の免責

天災・その他事業者の責に帰さない事由により返礼品の提供が困難となった場合は、町及び事業者は協議の上対応するものとします。

9 その他留意事項

- (1) 事業者は、商品を変更・辞退する場合は、速やかに受付停止の手続きを行うものとします。
- (2) 事業者は、商品の品質等に関して寄附者から苦情を受けた際は、直ちに委託事業者へ報告するものとし、苦情に対し真摯に対応し解決に努め、その対応結果を町へ報告するものとします。
- (3) 本町は、登録した返礼品が本要領に定める要件に適合しなくなったと認める場合は、その登録を中止することがあります。
- (4) 本要領に記載がない案件が発生した場合は、都度協議し、決定します。